

## 国立大学法人九州大学教員（年俸制）給与規程

平成23年度九大就規第6号  
制 定：平成23年10月31日  
最終改正：平成31年 3月29日  
(平成30年度九大就規第27号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学教員（年俸制）就業規則（平成23年度九大就規第号。以下「教員（年俸制）就業規則」という。）第4条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する教員（年俸制）の給与に関する事項について定めるものとする。

### (給与の種類)

第2条 教員（年俸制）の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

2 諸手当は、通勤手当、特殊勤務手当、入試手当、学位論文調査手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当とする。

3 教員（年俸制）の給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給与の計算期間	給与の支給日
基本給月額 通勤手当	一の月の初日から末日まで	その月の21日 ただし、その日が国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
特殊勤務手当 入試手当 学位論文調査手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜勤手当 宿日直手当	一の月の初日から末日まで	翌月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日

### (給与の支払)

第3条 給与は、その全額を通貨で直接教員（年俸制）に支払う。ただし、法令又は事業場の職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との書面による協定に定めがある場合には、給与の一部を控除して支払う。

2 前項の給与の支払は、原則として、教員（年俸制）の指定する教員（年俸制）本人の預貯金口座への振込みによる。

### (給与の減額)

第4条 教員（年俸制）が勤務しないときは、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

### (勤務1時間当たりの給与額の算出)

第5条 前条及び第15条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額を1月の所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第12条に規定する特殊勤務手当が支給されることとなる勤務に該当する場合の第15条及び第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

### (端数計算)

第6条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数処理)

第7条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(基本年俸)

第8条 教員(年俸制)の受ける基本年俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 基本年俸の額は、別表第1の基本年俸表に定めるところによる。

3 基本年俸を12で除した額を基本給月額とする。

(基本給月額の支給)

第9条 新たに教員(年俸制)となった者には、その日から基本給月額を支給する。

2 教員(年俸制)が退職(死亡の場合を除く。)し、又は解雇されたときは、その日までの基本給月額を支給する。

3 教員(年俸制)が死亡したときは、その月まで基本給月額を支給する。

4 教員(年俸制)が、次の各号のいずれかに該当するときに、基本給月額を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額は、当該月の現日数から就業通則第31条第5項に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(1) 第1項又は第2項に該当する場合

(2) 教員(年俸制)就業規則第5条の規定により休職となり、又は休職の終了により復職した場合

(3) 就業通則第39条第1項の規定により育児休業を開始し、又は育児休業の終了により復職した場合

(4) 就業通則第40条の2第1項の規定により自己啓発等休業を開始し、又は自己啓発等休業の終了により復職した場合

(5) 就業通則第40条の3第1項の規定により配偶者同行休業を開始し、又は配偶者同行休業の終了により復職した場合

(6) 就業通則第44条第2項第3号の規定により出勤停止となり、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

(基本給月額の半減)

第10条 前条の規定にかかわらず、教員(年俸制)が傷病(業務上及び通勤による傷病を除く。)に係る療養のため、又は疾病(業務上及び通勤による疾病を除く。)に係る就業禁止の措置により、当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患にあっては1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給月額の半額を減ずる。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次の各号に掲げる教員(年俸制)に支給する。ただし、交通機関、有料の道路(以下「交通機関等」という。)又は自動車等の交通用具(以下「自動車等」という。)を利用しなければ通勤することが著しく困難である教員(年俸制)以外の教員(年俸制)であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

(1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする教員(年俸制)(第3号に掲げる教員(年俸制)を除く。)

(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする教員(年俸制)(第3号に掲げる教員(年俸制)を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教員(年俸制)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教員（年俸制）の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教員（年俸制） 通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として本学が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1月。以下「支給単位期間」という。）につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる教員（年俸制） 次の各号に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じて、それぞれ掲げる額

イ	5 km未満	2,000円
ロ	5 km以上10 km未満	4,200円
ハ	10 km以上15 km未満	7,100円
ニ	15 km以上20 km未満	10,000円
ホ	20 km以上25 km未満	12,900円
ヘ	25 km以上30 km未満	15,800円
ト	30 km以上35 km未満	18,700円
チ	35 km以上40 km未満	21,600円
リ	40 km以上45 km未満	24,400円
ヌ	45 km以上50 km未満	26,200円
ル	50 km以上55 km未満	28,000円
ヲ	55 km以上60 km未満	29,800円
ワ	60 km以上	31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる教員（年俸制） 次に掲げる教員（年俸制）の区分に応じて、それぞれ掲げる額

イ 自動車等の片道の使用距離が2 km以上である教員（年俸制） 前2号に掲げる額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ロ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である教員（年俸制）のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額以上である教員（年俸制） 第1号に定める額

ハ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である教員（年俸制）のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額未満である教員（年俸制） 前号に定める額

3 異動等に伴い、地域を異にして勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教員（年俸制）のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教員（年俸制）で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資すると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの及びこれらのものとの権衡上必要があると認められるものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」

という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 新たに通勤手当の要件を具備するに至った教員(年俸制)は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。通勤手当を受けている教員(年俸制)が、部局等を異にして異動した場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法の変更をした場合又は負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。
- 5 通勤手当の支給は、教員(年俸制)が新たに通勤手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。ただし、前項の規定による届出が事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。
- 6 通勤手当を支給されている教員(年俸制)が退職し若しくは解雇された場合又は通勤手当の要件を欠くに至った場合には、通勤手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。
- 7 通勤手当を支給されている教員(年俸制)にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。
- 8 第2条の規定にかかわらず、通勤手当は、原則として、支給単位期間に係る最初の月の同条に定める給与の支給日に支給する。
- 9 通勤手当を支給される教員(年俸制)については、退職、支給要件の喪失、通勤経路等の変更その他本学が定める事由が生じた場合には、当該教員(年俸制)に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。

(特殊勤務手当)

第12条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の特殊な勤務に従事する教員(年俸制)には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、勤務の内容、手当額等については、別表第2に定める。

(入試手当)

第13条 入試手当は、教員(年俸制)が、別表第3の入試区分に掲げる試験において、同表に定める業務に従事した場合に支給する。

2 前項の入試手当の額は、別表第3に掲げる入試区分及び業務区分に応じて同表の手当額に掲げる額とする。

3 入試手当は、別表第3に定める業務について、第15条第2項に規定する時間外勤務手当又は第16条に規定する休日勤務手当が支給される場合には支給しない。

(学位論文調査手当)

第14条 学位論文調査手当は、九州大学学位規則第17条第2項に規定する調査委員となった教員(年俸制)が、同項に規定する論文の調査及び学力の確認(以下「調査等」という。)を行った場合に支給する。

2 前項の学位論文調査手当の額は、調査等を行った論文に係る調査委員数並びに主査及び主査以外の区分に応じて、論文1件につき、次の表に定める額とする。

調査委員数	手 当 額	
	主 査	主査以外
3人	20,000円	6,500円

4人	20,000円	4,000円
5人	20,000円	3,000円
6人	20,000円	2,500円
7人	20,000円	2,000円
8人	20,000円	1,800円
9人	20,000円	1,600円
10人	20,000円	1,400円

(時間外勤務手当・休日勤務手当)

第15条 過半数代表者との書面による協定に基づく時間外勤務を行った教員(年俸制)には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の125(当該勤務が午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われた場合は、100分の150)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日(次条の規定により休日勤務手当が支給される日を除く。)に勤務した教員(年俸制)には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 就業通則第31条第5項に規定する休日

(2) 国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年度九大就規第19号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。)第12条の規定により休日となった日

第16条 過半数代表者との書面による協定に基づく休日勤務を行った教員(年俸制)には、当該休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合、100分の160)を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

第17条 前2条の規定にかかわらず、時間外勤務を行った時間と休日勤務を行った時間とを合算した時間が1月につき60時間を超えた教員(年俸制)には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

(夜勤手当)

第18条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた教員(年俸制)には、その間に勤務した全時間(前条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

第19条 教員(年俸制)が、勤務時間、休暇等規程第14条の規定により宿日直を行った場合には、宿日直手当を支給する。

2 前項の宿日直手当の額は、その宿日直1回につき、国立大学法人九州大学職員宿日直勤務細則(平成16年度九大就規第32号)第2条第1号及び第2号に定める宿日直の区分に応じて次の表に定める額とする。

宿日直の区分	手当額
第1号の宿日直	6,300円
第2号の宿日直	21,000円

3 宿日直は、第15条から前条までの勤務には含まれない。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成25年度九大就規第14号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年度九大就規第3号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(特殊勤務手当の支給期間の特例)

第2条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学教員(年俸制)給与規程(以下「新規程」という。)別表第2に掲げる特殊勤務手当のうち、基幹教育院手当については、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間、支給する。

(一時金の支給)

第3条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学教員(年俸制)給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成26年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則(平成29年度九大就規第7号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成29年度九大就規第28号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年度九大就規第11号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学教員(年俸制)給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学教員(年俸制)給与規程(以下「新規程」という。)の適用を受けるものについては、平成30年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則(平成30年度九大就規第27号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第8条関係)

## 基本年俸表

号	基本年俸 円	基本給月額 (参考) 円	号	基本年俸 円	基本給月額 (参考) 円
1	3,600,000	300,000	52	9,720,000	810,000
2	3,720,000	310,000	53	9,840,000	820,000
3	3,840,000	320,000	54	9,960,000	830,000
4	3,960,000	330,000	55	10,080,000	840,000
5	4,080,000	340,000	56	10,200,000	850,000
6	4,200,000	350,000	57	10,320,000	860,000
7	4,320,000	360,000	58	10,440,000	870,000
8	4,440,000	370,000	59	10,560,000	880,000
9	4,560,000	380,000	60	10,680,000	890,000
10	4,680,000	390,000	61	10,800,000	900,000
11	4,800,000	400,000	62	10,920,000	910,000
12	4,920,000	410,000	63	11,040,000	920,000
13	5,040,000	420,000	64	11,160,000	930,000
14	5,160,000	430,000	65	11,280,000	940,000
15	5,280,000	440,000	66	11,400,000	950,000
16	5,400,000	450,000	67	11,520,000	960,000
17	5,520,000	460,000	68	11,640,000	970,000
18	5,640,000	470,000	69	11,760,000	980,000
19	5,760,000	480,000	70	11,880,000	990,000
20	5,880,000	490,000	71	12,000,000	1,000,000
21	6,000,000	500,000	72	12,120,000	1,010,000
22	6,120,000	510,000	73	12,240,000	1,020,000
23	6,240,000	520,000	74	12,360,000	1,030,000
24	6,360,000	530,000	75	12,480,000	1,040,000
25	6,480,000	540,000	76	12,600,000	1,050,000
26	6,600,000	550,000	77	12,720,000	1,060,000
27	6,720,000	560,000	78	12,840,000	1,070,000
28	6,840,000	570,000	79	12,960,000	1,080,000
29	6,960,000	580,000	80	13,080,000	1,090,000
30	7,080,000	590,000	81	13,200,000	1,100,000
31	7,200,000	600,000	82	13,320,000	1,110,000
32	7,320,000	610,000	83	13,440,000	1,120,000
33	7,440,000	620,000	84	13,560,000	1,130,000
34	7,560,000	630,000	85	13,680,000	1,140,000
35	7,680,000	640,000	86	13,800,000	1,150,000
36	7,800,000	650,000	87	13,920,000	1,160,000
37	7,920,000	660,000	88	14,040,000	1,170,000
38	8,040,000	670,000	89	14,160,000	1,180,000
39	8,160,000	680,000	90	14,280,000	1,190,000
40	8,280,000	690,000	91	14,400,000	1,200,000
41	8,400,000	700,000	92	14,520,000	1,210,000
42	8,520,000	710,000	93	14,640,000	1,220,000
43	8,640,000	720,000	94	14,760,000	1,230,000
44	8,760,000	730,000	95	14,880,000	1,240,000
45	8,880,000	740,000	96	15,000,000	1,250,000
46	9,000,000	750,000			
47	9,120,000	760,000			
48	9,240,000	770,000			
49	9,360,000	780,000			
50	9,480,000	790,000			
51	9,600,000	800,000			

別表第2 特殊勤務手当一覧表(第12条関係)

手当の種類	勤務の内容	手 当 額	支給単位	
高所作業手当	① 農学部又は大学院農学研究院に所属する教員(年俸制)が、地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等の作業に従事したとき。 ② ①の作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたとき。	220円	1日	
		320円		
航空手当	教員(年俸制)が、航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したとき。 ① 試作又は改造の航空機用機器材の実験 ② 気象、地象又は水象の観測又は調査 ③ 水路又は陸地の測量 ④ 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査 ⑤ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査	1,900円	1時間	
種雄牛馬取扱手当	農学部附属農場に所属する教員(年俸制)が種雄牛馬の精液の採取の作業に従事したとき、又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬を御する作業に従事したとき。	230円	1日	
放射線取扱手当	教員(年俸制)が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合における、その期間中に当該教員(年俸制)が従事した放射線業務。	230円	1日	
異常圧力内作業手当	教員(年俸制)が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。	気圧0.2メガパスカルまで	210円	1時間
		気圧0.3メガパスカルまで	560円	
	教員(年俸制)が、潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。	気圧0.3メガパスカル超	1,000円	
		潜水深度20メートルまで	310円	
教員(年俸制)が、潜水船「しんかい2000」又は「しんかい6500」に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。	潜水深度30メートルまで	780円		
	潜水深度30メートル超	1,500円		
山上等作業手当	教員(年俸制)が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として本学が指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき。	教授、准教授及び講師	2,200円	1日
		助教	1,700円	
極地観測手当	教員(年俸制)が、南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したとき。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から教員(年俸制)に対して極地観測手当に相当する金額が支給されるときは、この限りでない。	教授	4,100円	1日
		准教授及び講師	3,100円	
		助教	2,400円	
		越冬して行う業務に従事した場合は、上記の額にその100分の30に相当する額を加算する。		
健康管理等手当	産業医を命じられた教員(年俸制)が、職員の健康管理及び職場の衛生管理に関する業務に従事したとき。	20,000円	1月	
基幹教育院手当	基幹教育院の教員(年俸制)が新たな授業科目の教育内容や教育手法の開発、実践、評価、改善、普及、定着に従事したとき。(基幹教育セミナー及び課題協学科目の両科目に従事)	教授及び准教授	20,000円	1月
		講師及び助教	10,000円	
		教授及び准教授	7,000円	
		講師及び助教	3,500円	
基幹教育院の教員(年俸制)が新たな授業科目の教育内容や教育手法の開発、実践、評価、改善、普及、定着に従事したとき。(基幹教育セミナーのみに従事)	教授及び准教授	13,000円		
	講師及び助教			
基幹教育院の教員(年俸制)が新たな授業科目の教育内容や教育手法の開発、実践、評価、改善、普及、定着に従事したとき。(課題協学科目のみに従事)	教授及び准教授			
	講師及び助教			
分娩従事手当	九州大学病院で診療業務に従事する教員(年俸制)(医師免許を有する者に限る。)が、分娩に係る業務に従事したとき。(原則として宿日直勤務に従事する者に限る。)	当該分娩に従事する者2名まで	5,000円	1回

## 備考

次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間未満の場合の手当額は、上記の手当額に100分の60を乗じて得た額とする。  
高所作業手当及び種雄牛馬取扱手当



別表第3 入試手当（第13条関係）

入試区分	業務区分	手当額
大学入試センター試験 一般入試 (前期日程及び後期日程)	入試実施委員会委員	年度当たり 12,000円
	一般入試世話人	年度当たり 10,000円
	出題代表委員	年度当たり 10,000円
	出題委員会委員(前期日程)	1科目当たり 70,000円
	点検委員(前期日程)	1科目当たり 35,000円
	出題委員会委員(後期日程)	1科目当たり 70,000円
	点検委員(後期日程)	1科目当たり 15,000円
	採点委員会委員(前期日程)A	1科目当たり 10,000円
	採点委員会委員(前期日程)B	1科目当たり 20,000円
	採点委員会委員(前期日程)C	1科目当たり 45,000円
	採点委員会委員(前期日程)D	1科目当たり 60,000円
	採点委員会委員(後期日程)	1科目当たり 15,000円
	入学者選抜調査研究分析業務	年度当たり 22,000円
	入学者選抜機械処理業務	1試験当たり 60,000円
	試験場業務(試験場長付)	
	試験監督者	1日当たり 10,000円
	救護業務(医師)	半日当たり 5,000円
警備等の入学試験業務		
AO入試	入試実施委員会委員	年度当たり 10,000円
	出題者	
帰国子女入試	点検者	1試験当たり 15,000円
	採点者	
社会人入試	面接者	1試験当たり 7,000円
	試験場業務(試験場長付)	
私費外国人留学生入試	試験監督者	1試験当たり 10,000円
	警備等の入学試験業務	
	入学者選抜機械処理業務(AO入試に係るものに限る。)	年度当たり 60,000円
編入学試験	入試業務従事者	1試験当たり 3,000円
大学院入試	入試業務従事者	1試験当たり 3,000円

## 備考

1 採点委員会委員(前期日程)におけるAからDまでの区分は、それぞれ次の受験者数に係る採点業務に従事した場合に適用する。

A:1~99名 B:100~1,999名 C:2,000~4,999名 D:5,000名以上

2 編入学試験及び大学院入試の入試業務従事者とは、大学入試センター試験及び一般入試における業務区分に相当する業務をいう。